

社会福祉法人等による地域貢献活動モデル
実証活動報告会（最終報告会）

「社会福祉法人による『青森県型地域共生
社会』西北モデル推進事業」について

令和4年3月

西北地域県民局地域健康福祉部

<事業の背景>

- ◇ 地域社会の状況
⇒ 超高齢化・人口減少社会
- ◇ 社会福祉法人の状況
⇒ 「地域における公益的な取組」の責務化
- ◇ 法人等実態調査の結果
⇒ 活動の意欲はあるが、マンパワーや運営ノウハウが不足

【地域社会の状況】

【出典】市町村プロフィール(健康福祉政策課)
(H28.10.1 現在)

※ 当部において地域別に集計

<データ引用元>

- ・青森県推計人口(10月1日現在)統計分析課
- ・総務省統計局:人口推計(日本人口10月1日現在)
- ・高齢福祉保険課:介護保険事業状況報告

「高齢化率」が
県内トップ！

◇高齢化率(65歳以上人口割合)について

1 管内市町別 高齢化率

市町村名	高齢化率(65歳以上割合)			
	人口	65歳以上人口	65歳以上割合	県内順位
五所川原市	54,412	17,936	33.0%	15
つがる市	32,779	11,800	36.0%	22
鱒ヶ沢町	9,873	4,092	41.4%	31
深浦町	8,198	3,896	47.5%	38
鶴田町	13,191	4,476	33.9%	17
中泊町	10,905	4,567	41.9%	33
西北五	129,358	46,767	36.2%	
県	1,293,619	403,312	31.2%	

2 県内地域別 高齢化率

所管地域	高齢化率(65歳以上割合)			
	人口	65歳以上人口	65歳以上割合	
東青	307,170	92,877	30.2%	
中南(板柳町を含む)	288,622	90,009	31.2%	
三八	296,355	90,448	30.5%	
西北(板柳町含まず)	129,358	46,767	36.2%	
上北	198,807	59,671	30.0%	
下北	73,307	23,540	32.1%	
青森県	1,293,619	403,312	31.2%	

【地域社会の状況】

【出典】 国立社会保障・人口問題研究所
(H30.3月推計)
※ 当部において地域別に集計

「人口減少率」
も県内トップ！

このままでは、行政サービス
等をはじめ、各種サービス
が立ち行かなくなる恐れも！

◇将来推計人口について

1 管内市町別 将来推計人口

市町村名	2045年推計人口	2015年人口	人口増減	増減率
五所川原市	31,867	55,181	-23,314	-42.3%
つがる市	14,491	33,316	-18,825	-56.5%
鱒ヶ沢町	3,959	10,126	-6,167	-60.9%
深浦町	2,956	8,429	-5,473	-64.9%
鶴田町	7,940	13,392	-5,452	-40.7%
中泊町	4,021	11,187	-7,166	-64.1%
西北(板柳町含まず)	65,234	131,631	-66,397	-50.4%

2 県内地域別 将来推計人口

所管地域	2045年推計人口	2015年人口	人口増減	増減率
東青	192,673	310,640	-117,967	-38.0%
中南(板柳町を含む)	186,242	291,789	-105,547	-36.2%
三八	198,293	299,225	-100,932	-33.7%
西北(板柳町含まず)	65,234	131,631	-66,397	-50.4%
上北	135,402	200,529	-65,127	-32.5%
下北	45,766	74,451	-28,685	-38.5%
青森県	823,610	1,308,265	-484,655	-37.0%

【社会福祉法人の状況】 ～ 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務と規定された

地域における公益的な取組を実施する責務

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

管内社会福祉法人の地域貢献活動に関する実態調査

※ H30年度から毎年実施

「社会福祉法人の『地域における公益的な取組』に関する調査票」

提出期限:2月4日(火)

社会福祉法人の『地域における公益的な取組』に関する調査票

【社会福祉法人用】

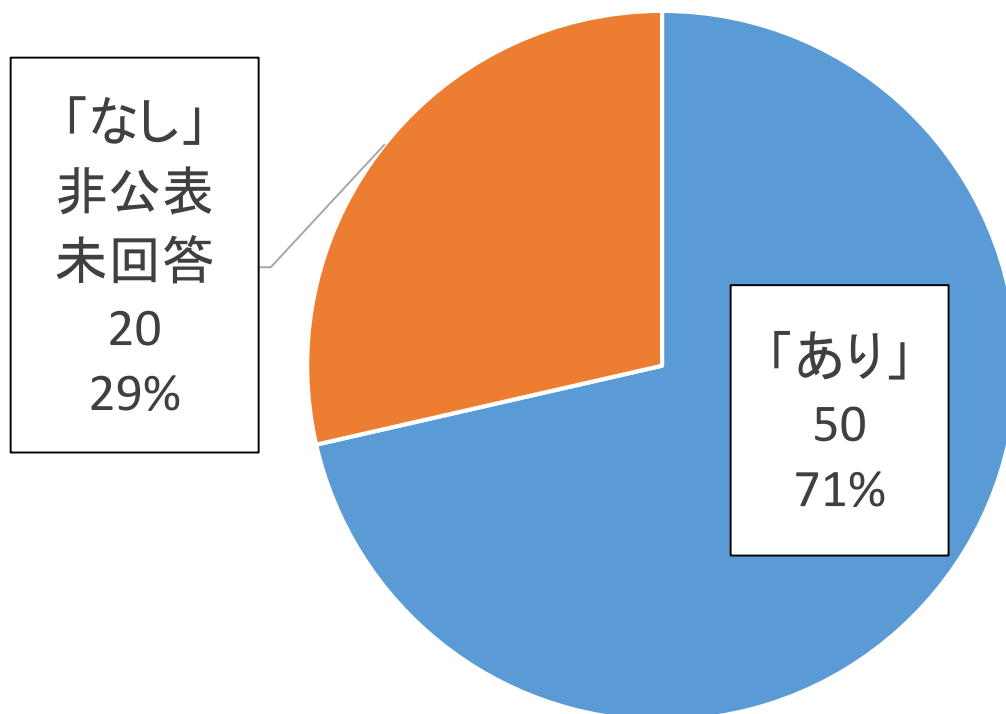
法人名	市町名	担当省職氏名	電話	メール					
項目 (取組例等)	ア 実施の有無 (〇印を記入) あり なし	イ 実施状況	ウ 今後の実施意向等 (「あり」「なし」に〇印を記入)	エ その他					
【記入例】		対象者	実施内容	実施額(財源等)	利用者負担額	予算額(財源等)	課題等	実施に必要なもの等	要望・意見等
1 送迎バス (移送サービス、買い物支援)	〇	65歳以上高齢単身・夫婦世帯	デイサービスの空き時間を活用し、自宅とスーパー・医療機関等間を送迎	・各地区週1回実施 ・H30利用者: 述べ750人	200円/1往復	H30:〇〇〇円 (〇〇補助金)	・ドライバーの確保 ・住民への周知		町広報等で住民への周知をお願いしたい。
I 設備・職員・機能等の提供等									
1 送迎バス (移送サービス、買い物支援)									
2 浴室 (緊急対応、一時預かり、短期宿泊、冬期入所)									
3 ホール・食堂 (高齢者サロン、多世代交流、放課後デイ、学習支援、移動販売店)									
4 浴室 (無料入浴、デイサービス)									
5 厨房・食堂 (配食サービス、子ども食堂、認知症カフェ、食料提供)									
6 洗濯室 (洗濯機開放、ランドリーサービス)									
7 園庭等 (無料菜園、果産物販売、農産物産物、動物ふれあい体験)									
8 作業・訓練室 (作業療法、機能訓練、健康教室)									
9 職員 (ドライバー/ヘルパー等の派遣、通所介助、服薬管理、栄養指導、学習指導)									
10 利用者 (見守り・健康生活援助活動、社会参加、就労支援等)									
II 生活支援等の取組									
1 見守り、安否確認									
2 障害支援									
3 健康生活援助 (こみ出し、買い物代行等)									
4 食料援助									
5 経済援助									
6 住居支援									
7 身元保証									
8 金融管理									
9 総合相談窓口									
10 ボランティア活用 (学習指導、相談・就業支援)									
III その他(自由記述)									

【R3調査結果 概要】 ～R3管内社会福祉法人の状況～

現在の取組状況

- ・ 「地域において公益的な取組を行っている」と回答があったのは、50法人（約71%）。 ※昨年度同数
- ・ 「取組を行っていない」、「公表を希望しない」、未回答は、20法人（約29%）。

地域貢献活動を実施している法人



（管内合計70法人）

【調査結果 概要】

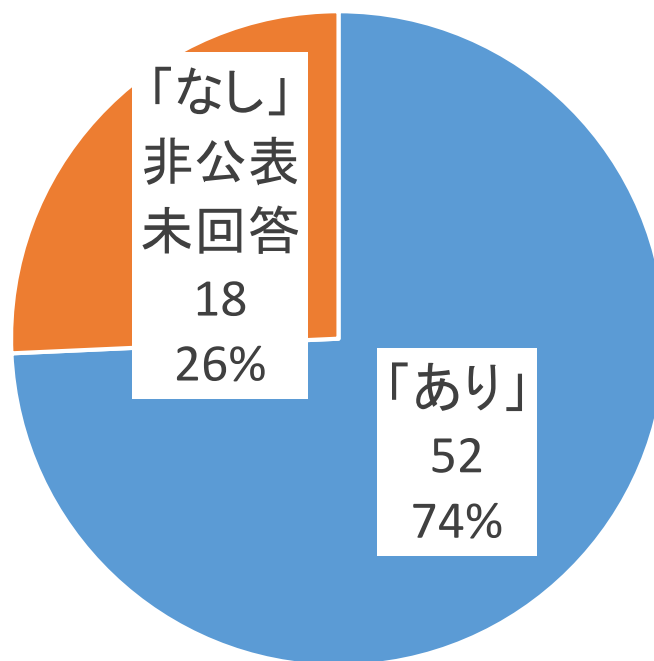
～R3管内社会福祉法人の状況～

今後の取組についての意向

- ・「今後、取組を実施する意向がある」と回答があったのは、52法人（約74%）。 ※昨年度同数
- ・「意向はない」、「公表を希望しない」、未回答は、18法人（約26%）。

今後の実施意向

（管内合計70法人）



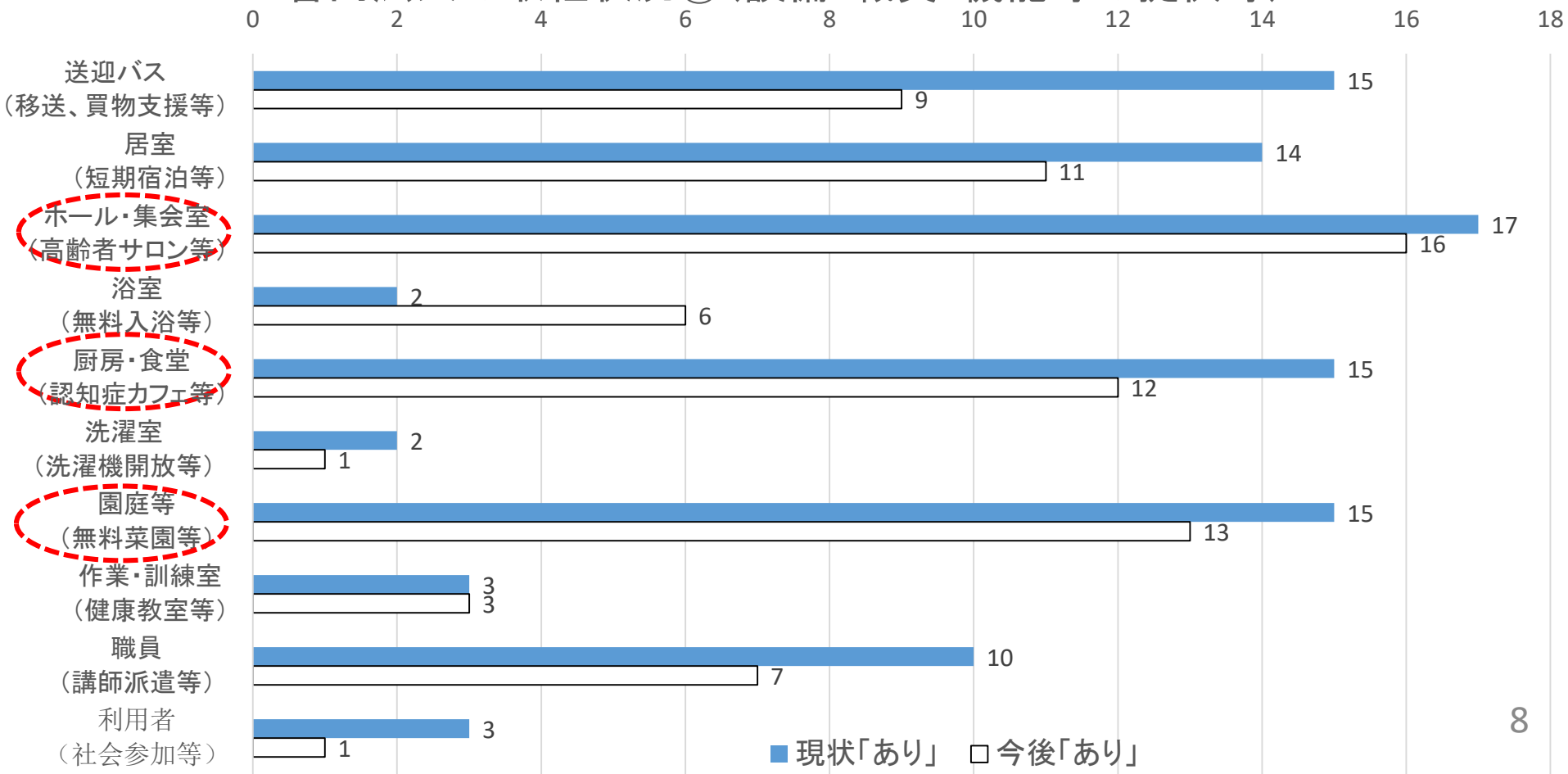
【調査結果 概要】

～R3管内社会福祉法人の状況～

項目別取組状況①(設備・職員・機能等の提供等)

- ・ 現在の取組では、「ホール・集会室」が17法人と最も多く、次いで「厨房・食堂」「送迎バス」「園庭等」が15法人。
- ・ 今後の取組では、「ホール・集会室」が16法人で最も多く、次いで「園庭等」が13法人、「厨房・食堂」が12法人。

管内法人の取組状況①(設備・職員・機能等の提供等) (法人数:管内70法人)

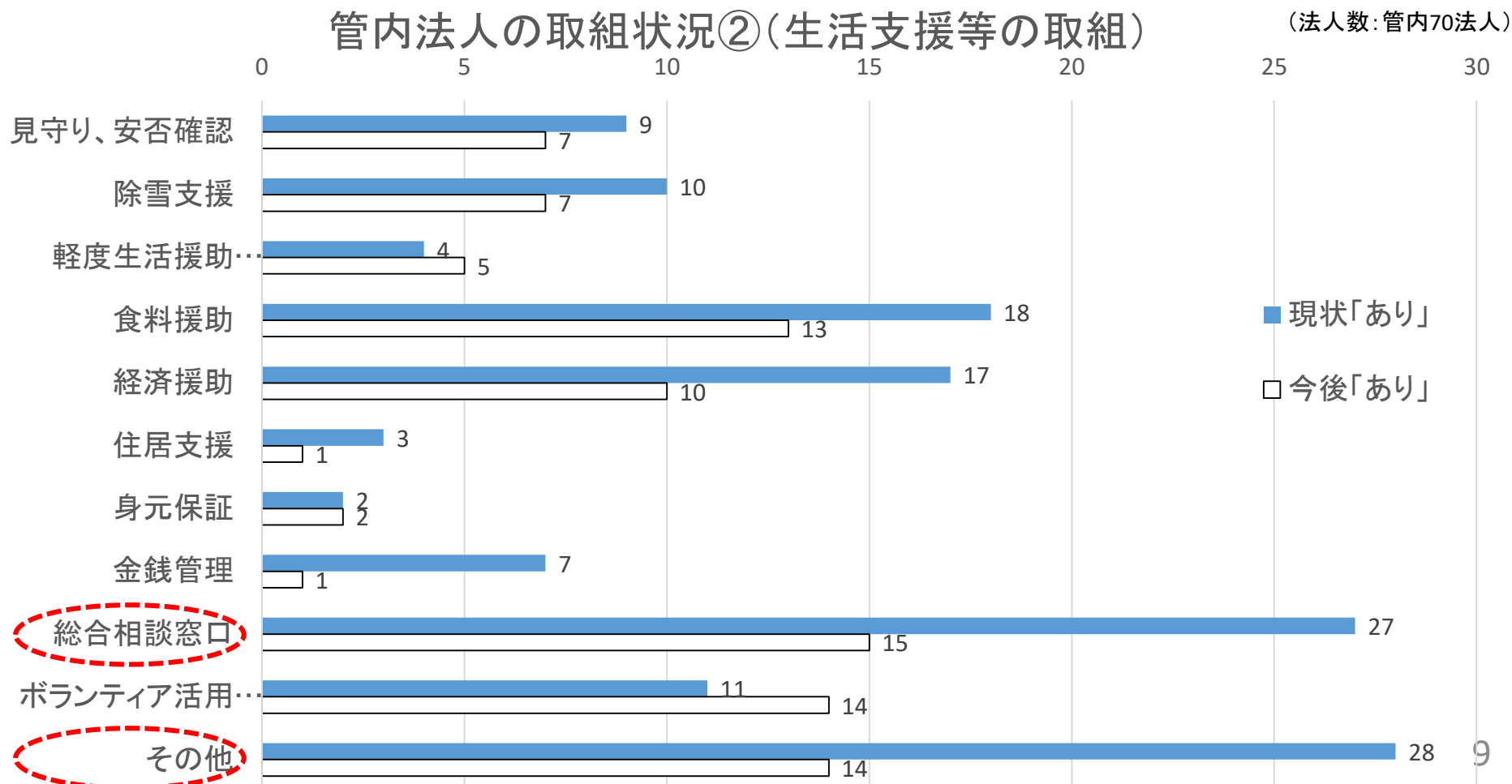


【調査結果 概要】

～R3管内社会福祉法人の状況～

項目別取組状況②(生活支援等の取組)

- ・ 現在の取組は、地域行事への参加等の「その他」が28法人、次いで「総合相談窓口」が27法人。
- ・ 今後の取組としては、「総合相談窓口」が15法人、次いで「ボランティア活用」「その他」が14法人の順。
- ・ 「青森しあわせネットワーク(事務局・県社協)」による取組(食料・経済援助、総合相談等)が目立った。



【調査結果 概要】

～R3管内社会福祉法人の状況～

□法人等実態調査の結果、管内の約71%の社会福祉法人が、何らかの「地域貢献の取組」を行っており、更に、約74%(52／70法人)が今後の地域貢献活動への意欲を有していることが確認された。

□多くの法人は、地域貢献活動への意欲を有している。



しかし・・・

【課題】

□ マンパワー不足、活動ノウハウがない etc.

⇒ 小規模法人等を中心として、意欲はあっても、法人単独で地域貢献活動を行うことは難しい状況

それならば・・・

- 法人単独での実施は無理でも、少しでもなら、できることも！
（例：空き時間での送迎バスやホール等の提供）
⇒ 法人が保有する資源（設備・機能・人材等）の活用
- 地域の団体・機関も、少しでもなら、協力できることも！
（例・民生委員：住民への周知、社協：地域調整窓口等）
- 地域で役割分担して、連携・協働すれば、できる活動も！



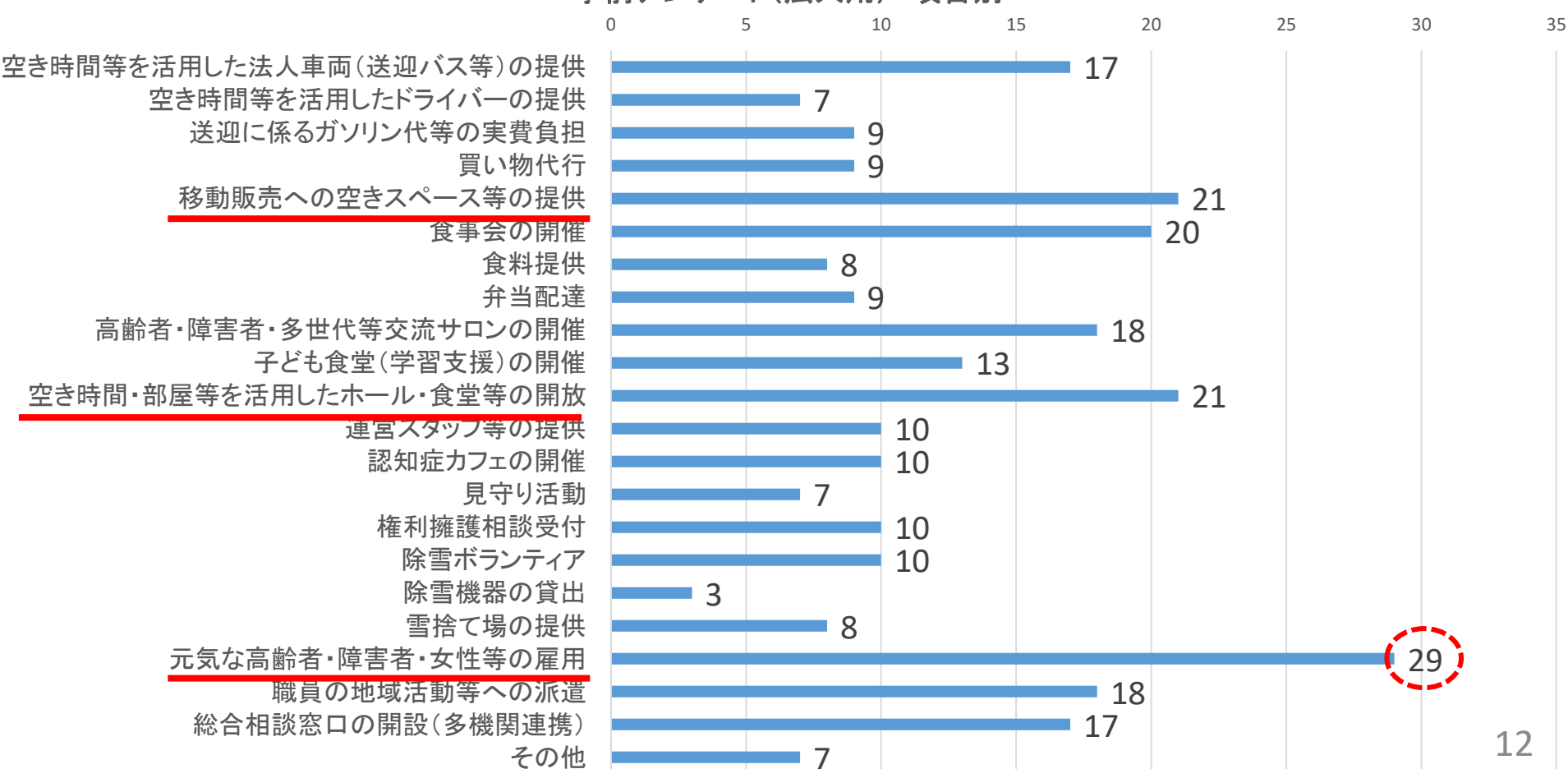
「連携・協働による地域貢献活動」

【事前アンケート 結果】 ～社会福祉法人用～

項目別 回答結果(44/70法人)

- 「地域のためにできる(できそうな)活動」としては、「**元気な高齢者・障害者・女性等の雇用**」が**29法人(45. 3%)**と最も多く、次いで「移動販売への空きスペース等の提供」、「空き時間・部屋等を活用したホール・食堂等の開放」が21法人(32. 8%)。

事前アンケート(法人用) 項目別

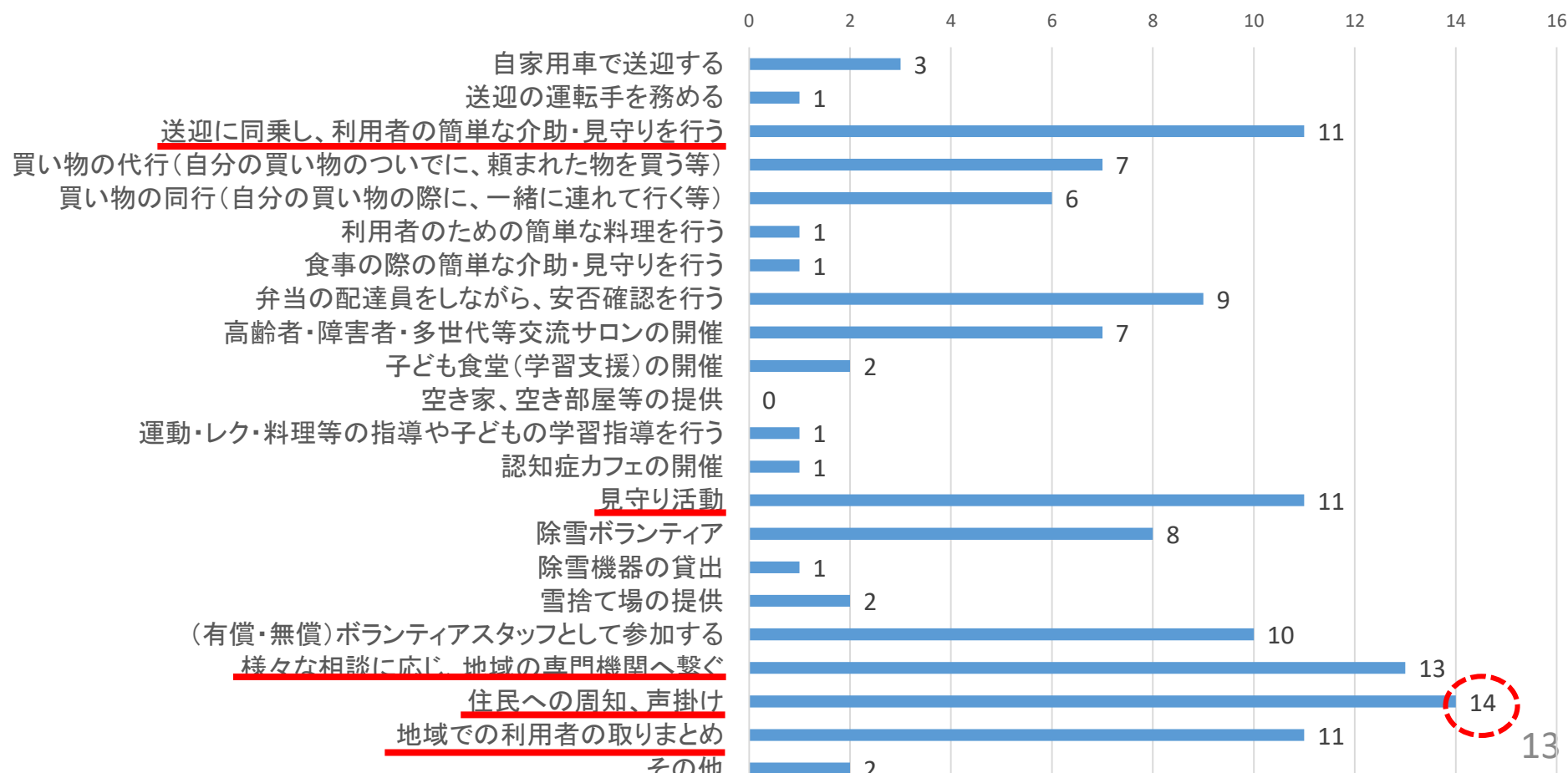


【事前アンケート 結果】 ～民児協用～

項目別 回答結果(全6民児協(16回答)、回答率100%)

各民児協(民生委員)が、「地域のためにできる(できそうな)活動」としては、**「住民への周知、声掛け」が14(87.5%)**と最も多く、次いで「各種相談を専門機関へ繋ぐ」が13(81.3%)、「送迎に同乗し、簡単な介助等を行う」「見守り」「利用者の取りまとめ」が各11(68.8%)。

事前アンケート(民児協用) 項目別



【事前アンケート 結果】 ～社協用～

項目別 回答結果(全6社協、回答率100%)

- 各社協が、「『社会福祉法人による地域貢献活動』のためにできる(できそうな)活動」としては、**「地域課題・ニーズ及び資源等の調査・把握」が5社協(83.3%)**と最も多く、次いで「連絡会の設置・運営」「法人間の連絡・調整」「法人と住民等とのマッチング」「窓口機能」「情報発信」が各4社協(66.7%)。

事前アンケート(社協用) 項目別

当該地域の法人で組織する連絡会等の設置・運営

当該地域における法人間の連絡・調整機能

地域課題・ニーズ及び資源等の調査・把握

必要な地域貢献活動の具体的実施方法等の検...

地域貢献活動に取り組む法人の下支え、支援(連...

関係法令・制度等の確認、手続き代行等

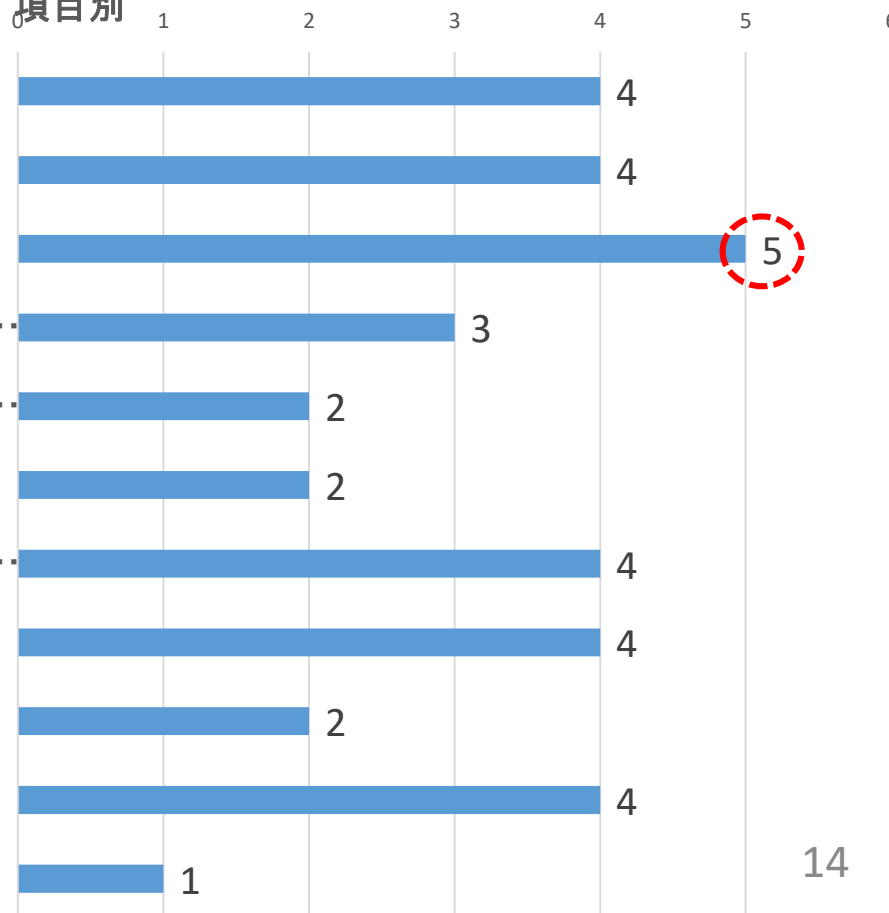
活動を行う法人と地域住民・関係機関とのマッチ...

利用申し込み窓口、調整連絡機能

活動に係る経理等の事務処理

活動の情報発信、取材・視察等の受入れ窓口

その他



青森県基本計画重点枠事業 「社会福祉法人による『青森県型地域共生 社会』西北モデル推進事業」について

- ◇ 事業内容について
- ◇ モデル活動事例について
- ◇ (参考)「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策」について
- ◇ 事業の成果について

社会福祉法人による「青森県型地域共生社会」西北モデル推進事業(継続)

③9,695千円

現状と課題

1 現状

(1) 地域社会の状況

- ☆高齢化率(65歳以上人口割合)
管内平均: 36.2% ↑ **県内トップ**
- ☆推計人口(管内合計)
2015年: 131,631人 **半分以上!**
→2045年: 65,234人 (50.4% 減少) ↓
- ・各種サービスの多様な担い手が必要

(2) 社会福祉法人の状況

- ・H28改正社会福祉法で 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」が責務化

(3) 県民局の取組 (H30～)

- ・役場・社協へのヒアリング調査の実施及び共生社会に関する検討会議の開催
- ・管内全社会福祉法人の実態調査(県内初)
- ・法人・民生委員等を対象とした研修会

2 地域特徴

- ① 社会福祉協議会による先進的取組
・深浦町: 高齢者サロン (町内全地区)
・中泊町: 高齢者雇用促進事業(県内初採択)
- ② 社会福祉法人による地域貢献活動
・若菜会: 法人建物の地域への無償提供
・峰寿会: 地域交流サロン(無料送迎付)

3 地域課題

- ① 各種サービスの担い手不足が顕著
- ② 管内法人の約半数が、地域貢献活動への意欲を有しているものの、マンパワーと運営ノウハウが不足

事業内容

概要

～ モデル地域: 五所川原市、鶴田町

- ・多様な担い手確保対策の一環として、社会福祉法人の地域連携体制を構築し、社会福祉法人による地域貢献活動を支援
- ・専門アドバイザーの派遣等による支援とともに、実証を行う
- ・実証結果の横展開により、社会福祉法人の主体的取組を促進

1 社会福祉法人 地域ネットワーク構築事業

(③ 7,012千円、国庫(定額)10/10)

- (1) 社会福祉法人連絡協議会の設置・運営
- (2) モデル活動検証調査、関係団体等との協議
- (3) 研修会の開催

2 社会福祉法人による地域貢献活動モデル 実証事業

(③ 988千円、国庫(定額)10/10)

- (1) 社会福祉法人による地域貢献活動モデルの実証
 - ① 協議会で選定された法人が、地域ニーズ等を踏まえた地域貢献活動を三者協働体制により実施
 - ② 専門アドバイザーの派遣による活動支援
 - ③ 実証結果に係る報告書の作成(中間・最終報告)

3 社会福祉法人による地域貢献活動モデル 普及促進事業

※R3年度のみ (③ 1,695千円)

- (1) 各市町との意見交換会の開催(モデル地域以外の4市町)
- (2) 関係機関向け活動報告会の開催(2回: 中間・最終報告)

他地域に先駆け、地域の強みや特徴を活かした「青森県型地域共生社会」西北モデルを構築!

法人・社協・地域の三者協働による地域貢献活動

事業効果

社会福祉法人の地域連携体制が整備されるとともに、実証結果の横展開により、社会福祉法人の地域貢献活動が促進される

多様な担い手の確保

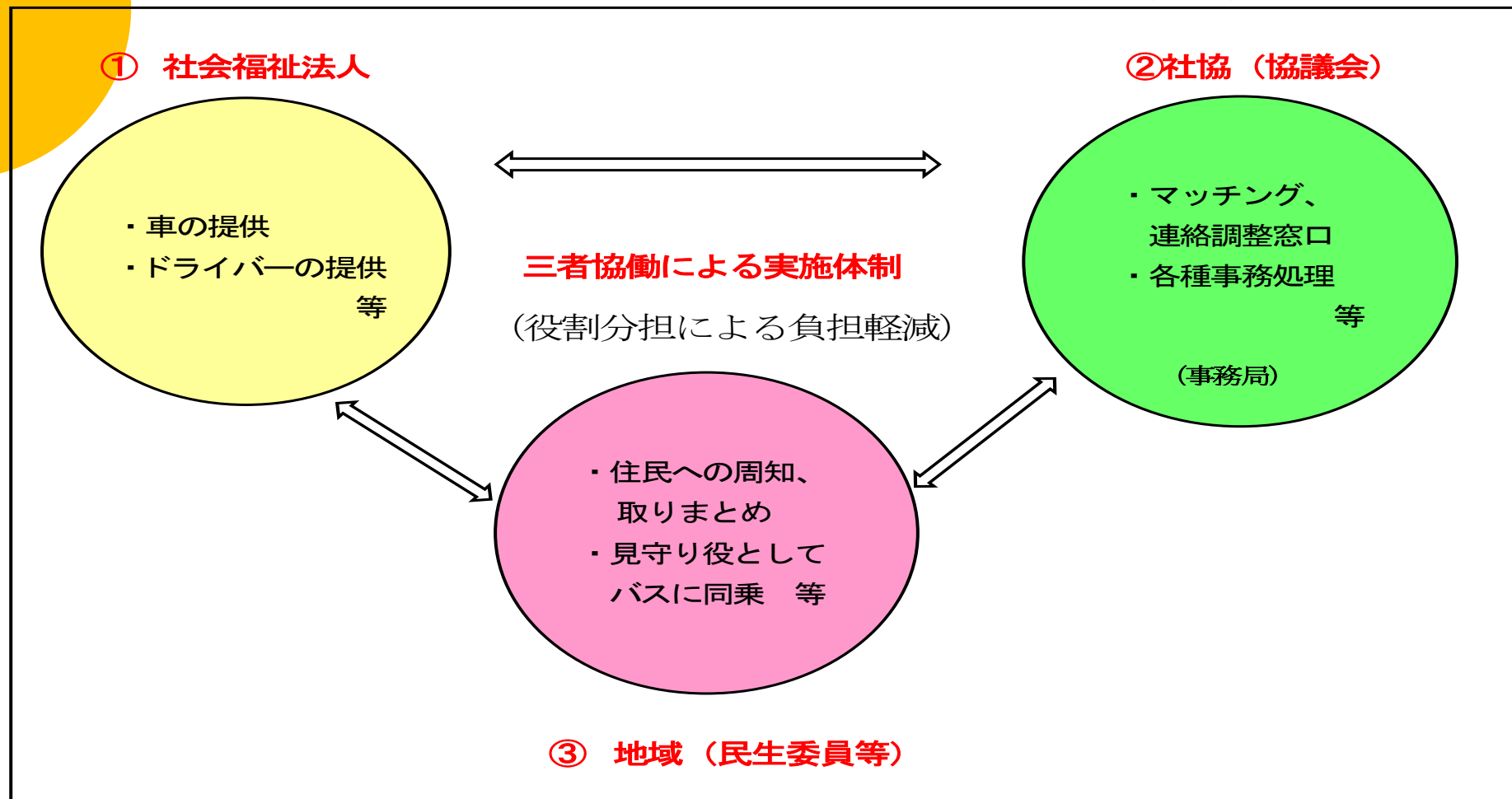
具体的な事業成果(見込み)

- ◇五所川原市と鶴田町で、地域貢献活動の効果的な運営モデルを構築
- ◇実証結果の横展開により、管内他地域に運営モデルが波及される
- ◇地域住民が、地域貢献活動について理解を深め、参画が促される

「青森県型地域共生社会」西北モデルの推進

今後の方向性

- ◇取組1の連絡協議会の運営等は、各市町社協の取り組みに移行
- ◇取組2及び3は、社会福祉法人による自主的な活動として継続
- ◇社会福祉法人のみならず、地域全体で「互助」の活動が促進される



※ 従来は、各社会福祉法人が単独で上記全ての役割を担って実施。

地域で役割分担して負担軽減を図り、「連携・協働による地域貢献活動モデルの構築」を図ることにより、「小規模法人等の地域貢献活動への参画」を促進

モデル活動 事例について(五所川原市、鶴田町)

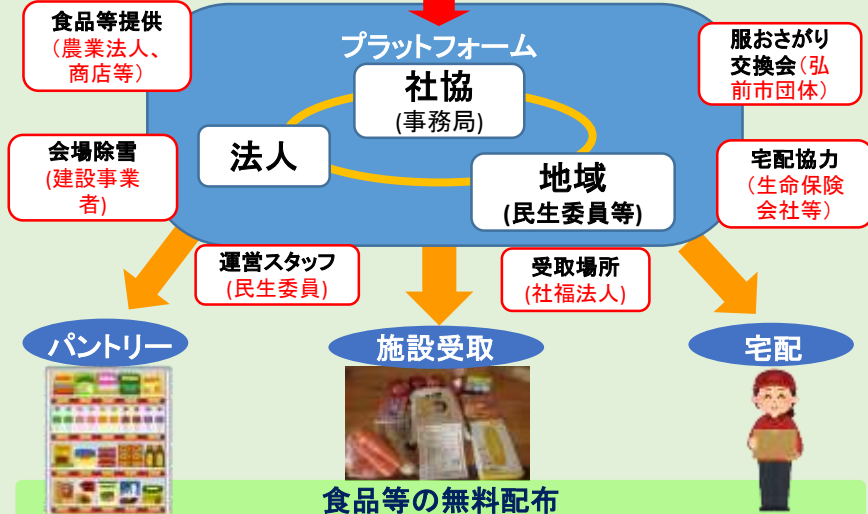
多様な主体による「青森県型地域共生社会」の着実な推進

五所川原市

五所川原こども宅食おすそわけ便

【背景】コロナ禍による生活困窮者の増加、社会とのつながりが希薄

民間事業者、関係機関・団体、行政等
(運営協力、協賛、寄付)



支援の糸口、つながる、見つける

要支援世帯 (ひとり親、生活困窮世帯等)

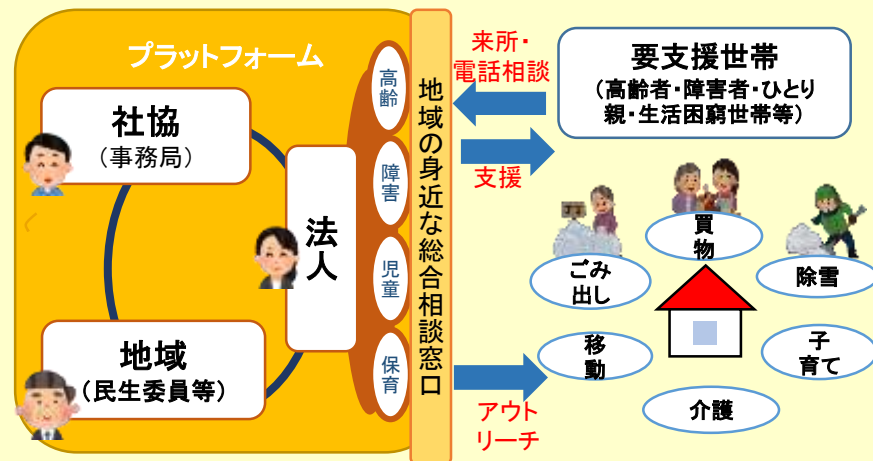
- ・様々なパターンで届けることができる (受取方法が選べる)
- ・様々な主体が関わっている (地域を幅広く巻き込んだ支援体制)

繋がりにくい家庭へ、必要な支援や情報等を届ける

鶴田町

つながり!!つながる!!暮らしのよりどころ相談所

【背景】除雪、買い物、移動等への支援のニーズはあるが、法人単独では人員、予算、専門知識、機材等が不足



相談を待っているだけでなく、民生委員が選定した要支援世帯を、法人・民生委員と一緒に訪問し、積極的に支援や見守りを行う

つながる、見つける



- ・町内7法人が、地域と連携・協働して課題を解決
- ・無理のない範囲での役割分担により負担を軽減
- ・地域の強みや特徴を活かした支援体制の構築

地域の課題を地域で解決

西北モデル(社福法人・社協・地域の三者協働による地域貢献活動)の推進

・多様な担い手の確保

・持続可能な社会の実現

地域と幅広く連携しながら、これまで支援が届かなかった人等とつながり、積極的に支援や情報等を届ける活動

詳細は各協議会の報告書 参照

鶴田町では、令和3年3月より、町内の7つの社会福祉法人と社協、民生委員・児童委員との3者協働による「つなぐ!!つながる!!暮らしのよりどころ相談所」事業を開始。この事業は、令和2年度青森県基本計画において、重点枠事業として位置付けられた「社会福祉法人による『青森県型地域共生社会』西北モデル推進事業」の委託により実施されており、財源については「小規模法人のネットワーク化による共同推進事業」（国庫補助）を活用している。

相談窓口は、7つの社会福祉法人の施設・事業所（高齢・障害・児童・保育）に設けており、除雪、買い物、ごみ出し等の生活支援のほか、各法人の専門性を活かした介護や子育ての相談等、暮らしにまつわる各種相談全般について広く受け付け、問題解決を図ることとしている。各法人単独では対応困難な相談は、社協が主な調整役となり、地域の民生委員・児童委員や関係団体等と連携するほか、適切な専門機関へ責任を持って相談をつなぐ。

また本事業は、相談を待っているだけではなく「積極的に対象者のいる場所等へ出向いて働きかける」アウトリーチ型の支援を特徴としている。地域の状況を把握している民生委員・児童委員との連携により、「御用聞き」のように個別世帯の訪問を行うなどして、これまで支援が届いていなかった人たちとつながることをめざしている。

出典：「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策」（社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会）

※P10より抜粋

本事業における鶴田町でのモデル活動「つなぐ!!つながる!!暮らしのよりどころ相談所」が、全国社会福祉協議会の提言書に先行事例として掲載されました！

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策

～包括的な支援体制の構築と「連携・協働の場」としての社協の役割発揮に向けて

令和3年6月 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会

地域福祉推進委員会
(市区町村社協、都道府県・指定
都市社協)

ともに生きる豊かな地域社会の
実現に向けた共同宣言

令和2年7月31日

全国社会福祉法人
経営者協議会

地域社会を取り巻く環境変化と対応の必要性

- ①コロナ禍によるニーズの拡大・顕在化
- ②地域生活課題の複雑化・複合化と社協の役割
- ③包括的な支援体制の構築に向けた連携・協働



連携・協働の目的

- ①制度の縦割りを超えて包括的な支援を実現する
- ②災害に強い地域づくり
- ③福祉教育、福祉人材の育成
- ④社協職員と社会福祉法人・福祉施設職員の学び合い

推進方策
①

市区町村域や日常生活圏域に
連携・協働の場をつくる

推進方策
②

地域生活課題の発見と
情報共有を進める

推進方策
③

地域生活課題の解決に向けた
具体的な事業・活動を実施する

アクション

- 市区町村域での社会福祉法人・福祉施設の連携・協働の場として、連絡会等を組織する。
- 地区社協や自治会・町内会、民生委員・児童委員等と社会福祉法人・福祉施設がつながり、より身近な地域での連携・協働を進める。
- 各参加法人が、日頃の事業・活動を通じて把握した地域生活課題や自分の組織だけでは対応できない課題を連絡会等で共有する。
- 出張相談窓口を設けたり、地区社協や自治会・町内会の集まり、サロン等の地域福祉活動の場、学校等に積極的にアウトリーチして地域生活課題の発見に努める。
- 連携・協働の場で共有された地域生活課題を踏まえ、地域のニーズに応じた具体的な事業・活動を実施する。
- 社会福祉法人・福祉施設が持つ専門性や経験、社協が持つ地域との幅広いネットワーク等、それぞれの強みを生かす。

出典:「社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働推進方策」概要 (社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会)

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働によって、地域生活課題の解決を図り、ともに 生きる豊かな地域社会づくりを進めることが期待されている。

【事業の成果】

(モデル地域:五所川原市・鶴田町)

① 社会福祉法人等による地域連携プラットフォームの構築

→ 各市町の全社会福祉法人・行政・地域団体等で組織する社会福祉法人等連絡協議会を設立。

「地域の課題を地域で解決」していく基盤が構築された。

② 社会福祉法人・社会福祉協議会・地域の三者協働による地域貢献活動モデルの構築

→ 法人の負担軽減・役割分担を図りながら、地域のニーズや特徴・強み等を踏まえた具体的な活動モデルが構築された。

法人の主なメリット

三者協働による地域貢献活動



地域(住民、関係機関・団体、行政、
他分野の法人等)とのつながり



法人の周知・イメージアップ



利用者の確保

職員・人材の確保



地域での連携体制構築



業務での連携支援の強化

新たな取組・事業の展開

etc.

<今後に向けて>

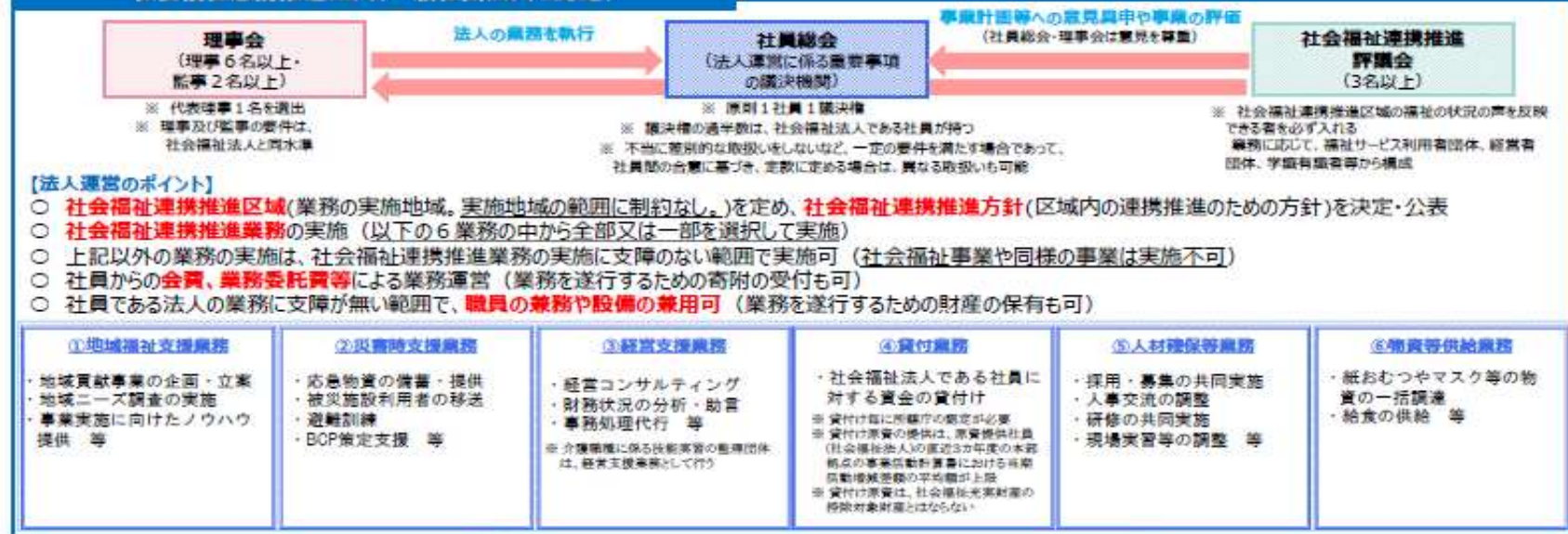
- 1 社会福祉連携推進法人制度について
 - ◇ 重層的支援体制整備事業(イメージ図)

- 2 重層的支援体制整備事業について
 - ◇ 重層的支援体制整備事業(イメージ図)
 - ◇ 令和4年度実施予定自治体について
 - ◇ 移行準備事業について

社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)
認定・指導監督

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

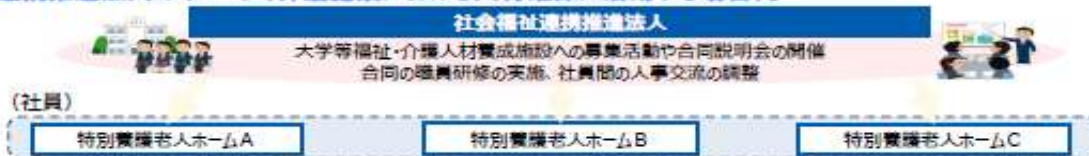
社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの軽減が期待

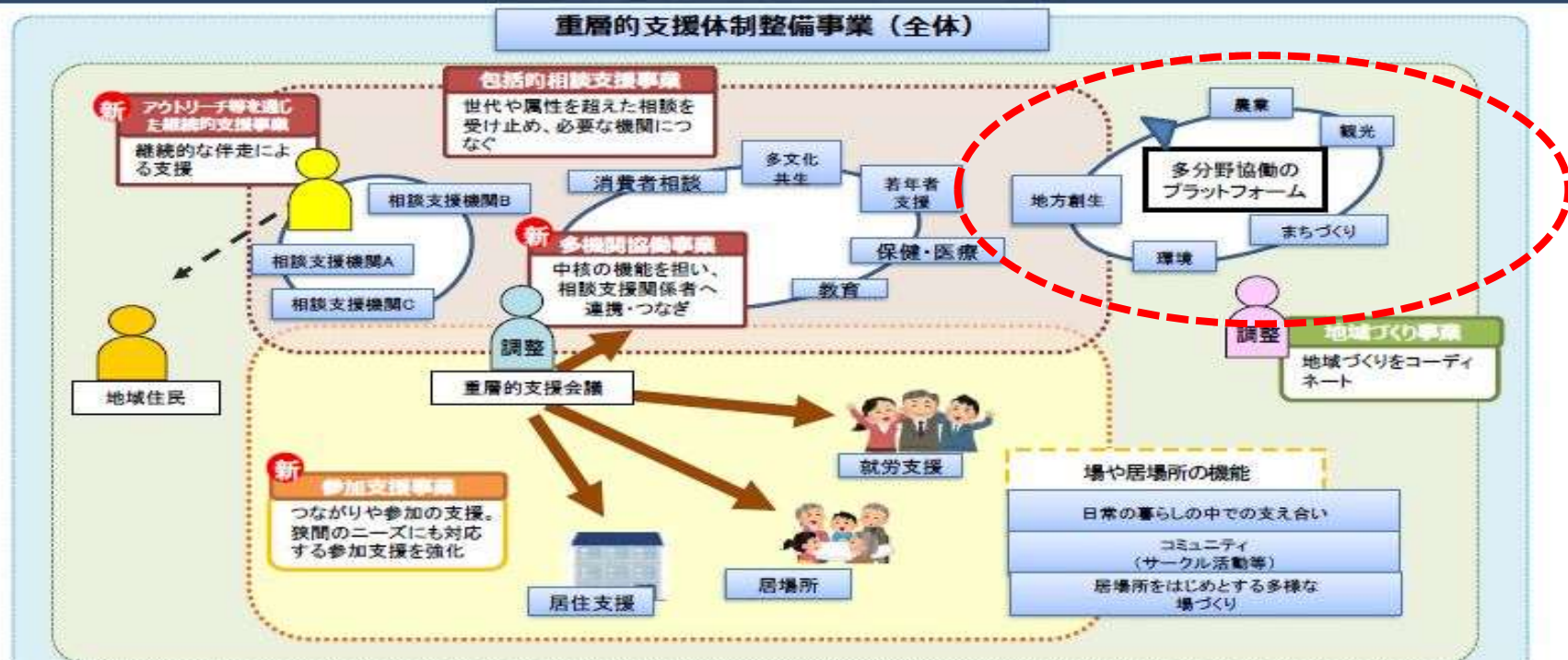
39

出典:「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料(厚生労働省)

福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から「社会福祉連携推進法人制度」が施行される

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につなぐことが難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典:「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」資料(厚生労働省)

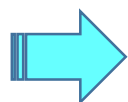
地域づくり事業において「多分野協働のプラットフォーム」づくりが求められている

「社会福祉法人等による地域連携プラットフォーム」は、その基礎となり得るもの

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町
	鷹栖町		市原市		亀山市	岡山県	岡山市
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市
青森県	音更町	東京都	世田谷区	滋賀県	いなべ市	広島県	呉市
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市
岩手県	鰺ヶ沢町		八王子市		伊賀市	山口県	廿日市市
	盛岡市		立川市		御浜町		宇部市
	遠野市	神奈川県	狛江市	大阪府	長浜市	香川県	長門市
	矢巾町		西東京市		守山市		高松市
秋田県	岩泉町		鎌倉市		甲賀市	愛媛県	さぬき市
	能代市		茅ヶ崎市		野洲市		宇和島市
	大館市	富山県	逗子市		高島市	高知県	高知市
	湯沢市		富山市		米原市		中土佐町
山形県	由利本荘市	石川県	氷見市		竜王町	福岡県	大牟田市
福島県	山形市		金沢市	兵庫県	豊中市		久留米市
	福島市	福井県	小松市		枚方市		八女市
茨城県	須賀川市		越前市		高石市	佐賀県	糸島市
	古河市	山梨県	坂井市		東大阪市		岡垣町
	東海村		甲州市		大阪狭山市	熊本県	佐賀市
栃木県	栃木市	長野県	飯田市		阪南市		大津町
	市貝町		伊那市	奈良県	太子町	大分県	中津市
	野木町	岐阜県	岐阜市		姫路市		津久見市
群馬県	太田市		関市		尼崎市		竹田市
	みどり市	静岡県	函南町		芦屋市	宮崎県	杵築市
	上野村		岡崎市	和歌山県	加東市		都城市
	玉村町	愛知県	春日井市		三郷町		日向市
埼玉県	川越市		豊田市	鳥取県	川上村		三股町
	狭山市		稲沢市		和歌山市	※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体	
	草加市		東海市		鳥取市		
	越谷市		大府市		米子市		
	桶川市		知多市	和歌山県	智頭町		
	ふじみ野市		豊明市		北栄町		
	鳩山町		長久手市				
			東浦町				

出典:「令和3年度全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料」(令和4年1月 厚生労働省)



令和4年度より、鰺ヶ沢町が重層的支援体制整備事業に移行予定

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

【事業趣旨】

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
2,760,000千円(3,668,895千円)

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

事業内容

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

(主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2,760,000 千円

出典:「令和3年度全国厚生労働関係部局長会議 詳細版資料」(令和4年1月 厚生労働省)

令和3年度は、県内10町村が移行準備事業(3年間程度実施可能)を実施



当県民局としては、県本庁や県社協とも連携を図りながら、できる限りの協力・支援を行っていきたいと考えておりますので、お気軽にご相談ください。



<最後に…>

青森県型地域共生社会とは

青森県型地域共生社会とは

【目指す姿】

地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる社会

【基本的な考え方】

青森県の保健・医療・福祉包括ケアシステムに「住まい」「生活支援」を取り込むとともに、「交通」「情報通信」「セキュリティ」の地域機能を加え、さらに「地域づくり」の視点を踏まえた深化を図る。

「青森県型地域共生社会」の実現に向けて

当部としては、各市町をはじめ、社会福祉法人、社協、民生委員等の皆様と共に手を携えて、しっかりと連携を図りながら、「青森県型地域共生社会」の実現に向け、地域が連携・協働して支え合う「互助」の活動を促進していきたいと考えております。

今後とも、御理解・ご協力の程をよろしくお願いいたします。

**社会福祉法人・社会福祉協議会・地域の
三者協働による地域貢献活動**

**地域が連携して支え合う
「互助」の活動**

ご清聴、ありがとうございました！

西北地域県民局地域健康福祉部